

## 弘前市会計年度任用職員（保健師または看護師）募集要項

職員の育児休業代替に従事する会計年度任用職員（保健師または看護師）を募集します。

### 1 募集職種、業務内容及び採用予定人数

募集職種	業務内容	採用予定人数	採用予定日
会計年度任用職員 （保健師または看護師）	職員の育児休業代替 成人保健業務 ・健康相談、訪問指導（保健師のみ） ・がん検診などに関する業務（精検未受診者への受診勧奨） ・その他事務 ・その他健康増進課長の指示事項	1人	令和6年11月15日 （採用決定後、相談可）

- 2 応募資格
- ・保健師または看護師の資格を有する方。
  - ・普通自動車運転免許を取得していること（公用車を使用する等の外勤があります）。

- 3 雇用期間
- 採用日から令和7年3月31日まで。  
※再度の任用は、ありません。なお、最初の1か月は条件付採用期間となります。

### 4 勤務場所、勤務時間等

配属先	勤務場所	勤務時間等
健康増進課	弘前市大字野田二丁目7番地1 （弘前総合保健センター内）	休日：土曜日、日曜日、祝日法に定める祝日・休日及び年末年始（12月29日～1月3日） 勤務時間：週37時間30分勤務のシフト制（8:30～16:45、8:45～17:00） 休憩時間：45分 休日勤務：有 時間外勤務：有

- 5 休暇
- (1)年次有給休暇：なし  
(2)その他の休暇（取得条件あり）：  
・無給（生理休暇、公民権行使のための休暇、産前・産後休暇、育児時間）

### 6 給与等

- (1)給料／報酬
- 保健師：月額 211,741 円  
看護師：月額 204,193 円

※今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定（引上げ又は引下げ）をすることもあります。

- (2) 通勤手当／費用弁償 通勤方法と距離に応じて支給（片道 2km 以上の場合に支給、交通機関利用の場合は定期代(1 か月当たり月額 55,000 円以内)、交通用具利用の場合は距離に応じて 31,600 円以内)
  - (3) 給与締切日 月末締め
  - (4) 給与支払日 当月 21 日
- 7 社会保険等 社会保険（健康保険（青森県市町村職員共済組合）、厚生年金）及び雇用保険に加入。
- 8 応募方法 次の書類を全て、健康増進課（弘前総合保健センター1 階）へ郵送または持参により提出してください。
- (1) 履歴書 市販の履歴書に必要な事項(氏名、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、免許・資格、志望動機等)を記入し、顔写真を貼付してください。
  - (2) 保健師免許証または看護師免許証の写し
  - (3) 普通自動車運転免許証の写し
- 9 申込先 〒036-8711 青森県弘前市大字野田二丁目7番地1  
（弘前総合保健センター内）  
弘前市健康増進課成人保健・がん対策係
- 10 受付期間 随時受付  
※なお、郵送による場合は、郵送用封筒の表に「会計年度任用職員選考申込」と朱書きしてください。
- 11 選考方法 随時、個人面接を実施し、採用者を決定します。
- 12 勤務 任用時に、地方公務員法第31条の規定に基づき、勤務の宣誓を行っていただきます。また、任用期間中は、以下の義務を負うこととなります。
- (1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
  - (2) 信用失墜行為の禁止（同法第33条）
  - (3) 秘密を守る義務（同法第34条）
  - (4) 職務に専念する義務（同法第35条）
  - (5) 政治的行為の制限（同法第 36 条）
  - (6) 争議行為等の禁止（同法第37条）
- 13 その他
- (1) 地方公務員法第16条の欠格条項（次のアからウ）に該当する方は申し込みできません。
    - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
    - イ 弘前市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
    - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 営利企業の従事（兼業）については、一律に禁止するものではありませんが、内容によっては制限がありますので、事前にご確認ください。

- 14 問い合わせ先 雇用条件について：人事課人事研修係（電話：0172-35-1119）  
業務内容について：健康増進課成人保健・がん対策係  
（電話：0172-37-3750）